

# 摂津市産前産後ヘルパー派遣事業のご案内

妊娠中または出産後に親族などの応援が得られない家庭に対して、ヘルパーを派遣し家事や育児の援助を行います。

## 【支援内容】

- ☆食事の準備や後片付け
- ☆衣類の洗濯、片付け
- ☆居室の掃除、整理整頓
- ☆日用品の買い物
- ☆沐浴補助、おむつ交換
- ☆授乳の準備・サポート など

## 【利用できる人】

- 妊婦または産後1歳未満の産婦で、次のいずれの条件も満たす方
- ・産前産後で体調不良等により家事・育児に支障がある方（妊娠期は安静指示の診断書が必要です）
- ・親族等の支援が受けられない方

## 【利用回数、時間等】

- ◇1回2時間以内、産前・産後各20回、計40回まで  
（多胎児世帯・ひとり親世帯は産後40回、計60回まで）
- ◇平日の9時から17時



## 【利用料】

700円/時間

（市民税非課税世帯は300円/時間、市民税非課税世帯かつ多胎児・ひとり親世帯または生活保護世帯は全額免除）

※利用日当日、事業者に現金で利用料をお支払いください。また、生活必需品の買い物等に要した費用や、自宅から移動した際の交通費は、実費相当額を別途お支払いください。

※利用日前日の17時以降のキャンセルについては、キャンセル料が発生します。この場合、1回利用したものとみなし、1時間分の利用料相当額をキャンセル料としてお支払いいただきます。また、利用日当日に利用者の都合によりサービスができなかった場合もキャンセル料が発生します。

## 【利用までの流れ】

- ①利用相談・申請 市役所新館6階 出産育児課へお越しください。  
（事業者調整等の時間が必要です。遅くてもご利用希望日の1週間前にはご連絡ください）
- ②申請書の受付後、市担当者事業者担当者がご自宅を訪問しヒアリングを行います。
- ③利用が承認された場合、計画に則りヘルパーを派遣します。利用料は利用日当日にヘルパーへ現金でお支払いください。
- ④利用日の変更やキャンセルについては、必ず利用日前日の17時までにご連絡ください。また、サービス内容や利用日などの大幅な変更、利用の中止については、出産育児課までご連絡ください。



【ヘルパー派遣事業者】(令和2年10月1日現在)

事業者名	所在地	電話番号
社会福祉法人 摂津市社会福祉協議会	摂津市三島 2-5-4	06-4860-6460
NPO 法人 キッズぽてと	摂津市正雀本町 1-28-6	06-7503-2515

【その他留意事項】

- ◇ヘルパーの登録や派遣状況により、ご希望に添えない場合がございます。
- ◇悪天候や警報発令時などにおいて、やむを得ず派遣を中止する場合がございます。
- ◇利用者が体調不良の場合や感染症が疑われる場合、利用を中止させていただきます。
- ◇利用料の滞納や職員への暴言など、引き続いてのサービス提供が困難であると認められる行為があった場合、予告なくサービスの提供を中止する場合がございます。

申請用紙等はコチラ  
(市ホームページ)



こんな制度もございます。お気軽にご相談ください。

ファミリー・サポート・センター

「子育ての手助けをしてほしい方」と「子育てのお手伝いをしたい方」がお互いに助け合う会員制の育児支援ネットワークです。

【依頼会員】

生後3ヶ月～小学校6年生までの子どもがいる方で、子育ての手助けをしてほしい方。

【援助会員】

子どもが好きで育児支援に理解のある方で、子育てのお手伝いをしたい方。

詳しくはコチラまで



摂津市社会福祉協議会 HP



産後ケア事業

出産後間もない時期に支援が必要な母子に対して、医療機関でのショートステイ(宿泊)やデイサービス(日帰り)の利用を通じて、母親の心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援を行います。

産後4か月までのお母さんと赤ちゃんで、家族から十分な家事および育児等の援助が受けられなかったり、体調不良や育児不安等がある方が対象となります。

詳しくはコチラまで



市ホームページ



【お問い合わせ】

〒566-8555 摂津市三島一丁目1番1号

摂津市 次世代育成部 出産育児課

TEL:06-6170-2181、FAX:06-6170-2182

E-mail:shussan-ikuji@city.settsu.osaka.jp

